

ちゅうおう

第202号 2023年



長崎県における鳥インフルエンザ防疫作業

長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331（代）（休日、夜間も携帯電話に転送されます）

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課：s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課：s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課：s34520@pref.nagasaki.lg.jp



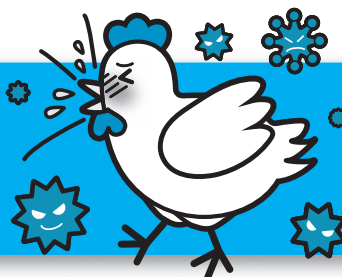
[HP]



HP：<http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

- [目次]
- P.2… 長崎県で高病原性鳥インフルエンザ発生!!
 - P.3… 鳥インフルエンザ発生リスクを減らすために!
 - P.4… アフリカ豚熱に引き続き警戒を!!
 - P.5… 牛異常産の発生に注意してください!
 - P.6… 家畜・家さんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします!

長崎県で高病原性 鳥インフルエンザ発生!!



12月22日、長崎県佐世保市の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。長崎県は12月24日夜までに防疫措置を完了させました。発生農場から半径10km圏内の佐世保市、平戸市、松浦市の一部は制限区域に設定され、家きんや卵等の移動が制限されましたが、移動制限区域内（発生農場を中心に半径3km圏内）の農場について清浄性確認検査を実施し、陰性が確認されたため、1月〇日付で解除されています。

また、野鳥においても、諫早市森山町で11月25日、11月28日に回収されたナベヅルから高病原性鳥インフルエンザが検出され、回収地点から半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しました（12月26日解除）。

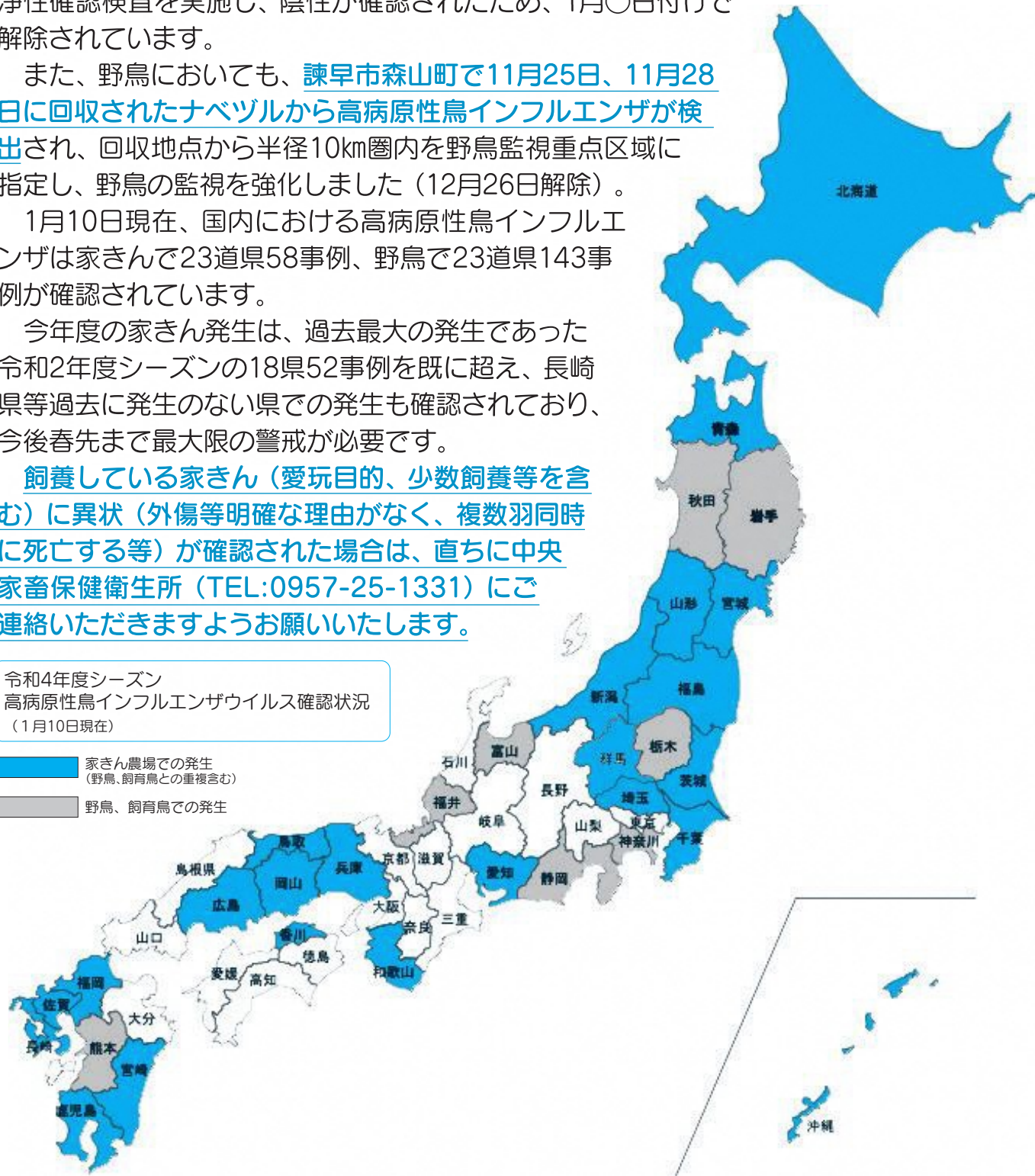
1月10日現在、国内における高病原性鳥インフルエンザは家きんで23道県58事例、野鳥で23道県143事例が確認されています。

今年度の家きん発生は、過去最大の発生であった令和2年度シーズンの18県52事例を既に超え、長崎県等過去に発生のない県での発生も確認されており、今後春先まで最大限の警戒が必要です。

飼養している家きん（愛玩目的、少数飼養等を含む）に異状（外傷等明確な理由がなく、複数羽同時に死亡する等）が確認された場合は、直ちに中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）にご連絡いただきますようお願いいたします。

令和4年度シーズン
高病原性鳥インフルエンザウイルス確認状況
（1月10日現在）

- 家きん農場での発生（野鳥、飼育鳥との重複含む）
- 野鳥、飼育鳥での発生



鳥インフルエンザ発生リスクを減らすために！

国の疫学調査チームによる今シーズンの鳥インフルエンザ発生農場（1～9例目）の現地調査結果が報告されました。下記項目は特に指摘が多い事項です。

同様の不備がないか改めて再点検し、発生リスクを少しでも減らすための対応をお願いします！

☑をつけて確認しましょう！

【鶏舎における不備】

- 防鳥ネットの破れ
- 鶏舎の天井（雨漏り含む）、壁、金網の破損
- 換気扇のカバー（金網）に破損



【集卵・除糞ベルトにおける不備】

- コンベア開口部に隙間
- コンベアの天井部の破損

【野生動物侵入防止対策における不備】

- 鶏舎内の壁、クーリングパッドにネズミの齧り跡
- 鶏舎や堆肥舎内に野生動物の侵入
- 農場内果樹の下に野生動物の糞が堆積



【従業員による衛生対策の不備】

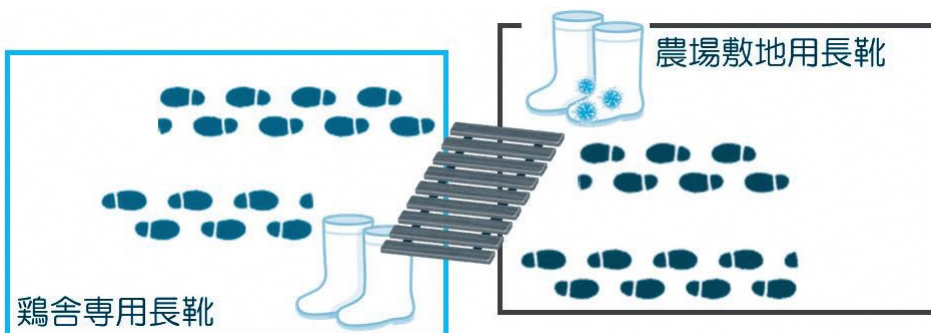
- 鶏舎専用長靴の未設置
- 鶏舎専用軍手のまま鶏舎外に出る
- 農場入口で長靴の交換、消毒なし
- 設置している消毒スプレーが空
- 死亡鶏を運ぶバケツが未消毒



※チェックが入った項目は、ただちに改善しましょう！！

今シーズンの発生状況から、鳥インフルエンザウイルスは環境中のいたるところに潜んでいるものと思われます。

- ・ 農場内に持ち込まないための車両消毒
- ・ 鶏舎内に持ち込まないための鶏舎専用長靴の使用と手指消毒の徹底
を確実にしましょう！



アフリカ豚熱に引き続き警戒を!!

アフリカ豚熱（ASF）は、隣国の韓国においては、2023年1月6日にも発生が確認されるなど継続して発生が確認されています。また、その他のアジア諸国においても引く浸潤が確認されており、国内への侵入リスクは依然高い状態にあります。



韓国におけるASFの発生状況

■ 飼養豚での事例
2019年：13件
2020年：3件
2021年：5件
2022年：7件
直近：2023年1月6日

■ 野生イノシシでの事例
2,771件
(2023年1月11日時点)



2018年10月以降、アジア地域から旅客等により違法に持ち込まれた肉製品からASFウイルスの遺伝子が検出された事例が105例報告（2022年8月19日時点）されており、うち4例では、感染力を持ったウイルスが確認されています。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策として渡航の制限等の対策が講じられていましたが、令和4年10月11日から入国者数の上限が撤廃されました。また個人旅行の受入れやビザ免除措置も再開され、10月の訪日旅行者数は9月の約2.5倍、同月の出国日本人数も9月より10万人以上増加しました。

今後、旅行者数の増加に伴い、違法な肉製品の持込みの増加によるASFの侵入リスクは増加するものと考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守等、侵入防止対策の徹底をお願いします。

○畜産関係者等の海外渡航の自粛

アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛して下さい。
渡航した人を原則農場に立ち入らせないようにして下さい。

○早期発見・通報及び農場への病原体侵入防止の再徹底

看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立ち入らせず、不要な物を持ち込まないこと。農場従業員も含め、衛生管理に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指、靴等の消毒等必要な措置を実施すること。また、危機感を持って以下の厳守をお願いします。

①早期発見・早期通報の徹底

②防護柵、防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの厳重管理

③農場周辺の消石灰散布などによるウイルス侵入防止の徹底

牛異常産の発生に注意してください！

本県では、毎年、吸血昆虫が活動する6月から11月にかけて、県下の牛飼養農家の協力を得て異常産の原因となるアカバネウイルスやアイノウイルス、チュウザンウイルスなど8種のウイルスについて流行調査を実施しています。

今年度の調査において、11月中旬に県内の広範囲で「ディアギュラウイルス」の動きが確認されました。

ディアギュラウイルス（DAGV）はチュウザンウイルスに近縁なウイルスであり、チュウザン病と類似の病態を示すことがあります。

本ウイルスは2018年にも動きが確認されており、その翌年には本ウイルスの関与が疑われる異常産や死産が4例確認されました。当時確認された症状等は下表のとおりです。今回も年明け以降、同様に本ウイルスが関与した異常産や死産が発生する可能性があるため注意が必要です。

〈表 2018年度に県内で確認されたDAGVの関与が疑われる異常産事例〉

	症例1	症例2	症例3	症例4
品 種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	ホルスタイン種
日 齢 (胎 齢)	(胎齢256日)	55日齢	10日齢	33日齢
症 状	死産、 眼球混濁	出生時から眼球 白濁、盲目、 自力哺乳低下	出生時から起立 不能、盲目、 斜頸、舌の突出	生後2週間頃 から起立異常、 旋回、盲目
剖検所見	大脳欠損、 眼球混濁、 脳脊髄液増量	大脳欠損、 眼球混濁、 脳脊髄液増量	大脳欠損、 リンパ節腫脹	大脳欠損、 脳脊髄液増量

今後、流死産や起立不能、視覚障害等を伴う出生子牛が認められた場合には上記ウイルスの関与も含めた原因検索が必要となりますので、診療獣医師もしくは当所まで連絡をお願いします。また、胎盤も重要な検査材料となりますので、廃棄しないようにしてください。

牛異常産の発生防止のため、牛飼養者の皆様におかれましては、今後も牛異常産ワクチンの接種をお願いします。



写真：死産子牛の眼球混濁

家畜・家きんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします!

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて下記の家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は、**毎年2月1日時点**での飼養状況等の報告が義務付けられています。

所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は長崎県庁ホームページの県央振興局農林部防疫課からダウンロード可能です。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/teikihoukoku-nogyo/>

提出先：中央家畜保健衛生所（〒854-0063 諫早市貝津町3118）

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお問い合わせください。

家畜の種類及び飼養規模により、提出書類が異なります。
下表を参考に期限内の提出をお願いします。



報告用紙等



飼養衛生管理マニュアル等

畜種ごとの飼養規模の分類

家畜・家きんの種類	小規模	中規模	大規模
牛(成牛) ^(※) ・水牛・馬	1頭	2～199頭	200頭以上
牛(子牛・育成牛) ^(※※)	1頭	2～2,999頭	3,000頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	5頭以下	6～2,999頭	3,000頭以上
鶏・うずら	99羽以下	100～99,999羽	10万羽以上
あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	99羽以下	100～9,999羽	1万羽以上
だちょう	9羽以下	10～9,999羽	1万羽以上

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満

飼養規模別の提出書類

様式	小規模	中規模	大規模
定期報告書	○	○	○
飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況	—	○	○
衛生管理区域の設定 消毒設備の設置等	—	△	△
家畜の飼養密度	—	△	△
埋却地等の確保状況	—	△	△
飼養衛生管理マニュアル	□	□	□
大規模農場に関する報告	—	—	△

○：必ず記入し提出 △：以前に提出し変更がない場合、提出不要

□：既に提出し変更がない場合、提出不要

【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者 ⇒ **4月17日(月)まで**

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者 ⇒ **6月15日(木)まで**